

法律相談実施要綱

(目的)

第1条 法律相談（以下「相談」という。）は、県民の法律に関する相談に応じて、問題解決の方向性（糸口）を教示することにより、県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(概要)

第2条 相談には、福岡県弁護士会から派遣された弁護士（以下「担当弁護士」という。）があたり、住まい・建築に関する法律問題について、専門的な見地からアドバイスを行う。

(実施場所)

第3条 相談は、(一財)福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）福岡本部事務所及び、北九州事務所内に設置した住宅相談コーナーで実施する。

(実施日時)

第4条 相談は、営業日のうち、福岡本部事務所では原則として毎週木曜日、北九州事務所では原則として第2,4木曜日に実施する。

(相談時間)

第5条 相談者一人あたりの相談時間は、福岡本部事務所は45分、北九州事務所は30分以内とする。

(相談の受付)

第6条 相談は事前予約制とし、時間厳守とする。

2 予約は、相談日前日の12時までに電話もしくは来所によるものとする。なお、前日が祝日等の場合は、その直前の業務日の12時までとする。

3 相談内容は、住まい・建築に関する法律問題であること。

4 相談案件が、既に弁護士に依頼しているものでないこと。

5 相談案件が、裁判、調停その他の係争中でないこと。

6 当事者双方の同席での相談でないこと。

7 相談者が同一人の場合、一つの案件につき、原則1回とする。

(実施方法)

第7条 相談は、相談者と担当弁護士との面談にて実施する。その際、センター相談員は適宜立会うものとする。

2 相談者が相談時に弁護士の紹介を希望する場合は、担当弁護士による福岡県弁護士会の「相談連絡票」の手交等、福岡県弁護士会の紹介を行うものとする。なお、相談者は担当弁護士に対し、当該案件について相談時に直接弁護の依頼を行うことはできない。

(免責)

第8条 センターは、法律問題について弁護士による専門的な見地からアドバイスを行う場を提供するものであり、相談内容について責任を負うものではない。

2 当該案件について、相談者が前条第2項により直接契約した弁護士との内容にセンターは関与しない。

(相談記録)

第9条 相談内容については、相談受付カードに記録する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。